

平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 野村マイクロ・サイエンス株式会社
 代表者名 代表取締役会長兼社長 千田豊作
 (コード番号：6254)
 問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長 横川 收
 (TEL 046-228-5195)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 23 日開催予定の第 46 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため現行定款に所要の変更を行うものであります。また、上記規定の新設に伴い定款第 37 条に所要の変更を行うものであります。

なお、定款第 28 条第 2 項の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第 28 条 (条文省略) (新 設)	(取締役の責任免除) 第 28 条 (現行どおり) 2. 当社は、社外取締役との間に会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第 29 条～第 35 条 (条文省略) (監査役の責任免除)	第 29 条～第 35 条 (現行どおり) (監査役の責任免除)
第 36 条 (条文省略) (新 設)	第 36 条 (現行どおり) 2. 当社は、社外監査役との間に会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現行定款	変更案
<p>(会計監査人の責任限定契約)</p> <p>第37条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第38条～第41条 (条文省略)</p>	<p>(会計監査人の責任限定契約)</p> <p>第37条 当社は、<u>会計監査人との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第38条～第41条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 23 日 (予定)
平成 27 年 6 月 23 日 (予定)

以 上